

今後の排水規制等専門委員会等の予定

1. 窒素に係る暫定排水基準について

(1) 経緯

平成5年に設定された全窒素の環境基準の達成を図るため、同年、富栄養化のおそれのある全国88の閉鎖性海域及びこれに流入する河川等の公共用水域を対象として、全窒素の排水基準が設定された。

排水基準は、CODなどの生活環境項目と同様に、日平均排水量が50 m³以上の工場又は事業場に係る排水に対して適用され、順守する義務が課せられている。

一般排水基準 窒素含有量 120 mg/L (日間平均 60 mg/L)

ただし、直ちに一般排水基準を達成することが困難な業種等については、経過措置として、暫定排水基準が設定されている。

暫定排水基準はこれまで5度見直しが行われ、現在は5業種に適用されており、その適用期限は令和3年9月末(天然ガス鉱業)及び令和5年9月末(その他の業種)とされている(表1及び表2)。

(2) 今後のスケジュール(予定)

○令和2年度

～3月：天然ガス鉱業に係る窒素の暫定排水基準技術検討会

○令和3年度

4～5月：中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会

5～6月：パブリックコメント

6～8月：中央環境審議会水環境部会

10月1日：見直しの適用

2. カドミウムに係る暫定排水基準について

(1) 経緯

平成23年に強化されたカドミウムの環境基準の達成を図るため、平成26年にカドミウムの排水基準が強化された。

一般排水基準 カドミウム及びその化合物 0.03 mg/L

ただし、直ちに一般排水基準を達成することが困難な業種等については、経過措置として暫定排水基準が設定されている。

暫定排水基準はこれまで3度見直しが行われ、現在は1業種に適用されており、その適用期限は令和3年11月末とされている（表3及び表4）。

（2）今後のスケジュール（予定）

- 令和2年度
 - ～3月：排水対策促進のための技術検討会（工業分野検討会）
- 令和3年度
 - 4～5月：中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会
 - 5～6月：パブリックコメント（必要に応じて）
 - 6～8月：中央環境審議会水環境部会
 - 12月1日：見直しの適用

3. 亜鉛に係る暫定排水基準について

（1）経緯

平成15年に設定された亜鉛の環境基準の達成を図るため、平成18年に亜鉛の排水基準が強化された。

一般排水基準 亜鉛含有量 2 mg/L

ただし、直ちに一般排水基準を達成することが困難な業種等については、経過措置として暫定排水基準が設定されている。

暫定排水基準はこれまで2度見直しが行われ、現在は3業種に適用されており、その適用期限は令和3年12月10日とされている（表5及び表6）。

（2）今後のスケジュール（予定）

- 令和2年度
 - ～3月：排水対策促進のための技術検討会（工業分野検討会）
- 令和3年度
 - 4～5月：中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会
 - 5～6月：パブリックコメント
 - 6～8月：中央環境審議会水環境部会
 - 12月11日：見直しの適用

表 1 窒素に係る暫定排水基準適用業種数の変遷

	当初	2期	3期	4期	5期	現行
施行年月日	H 5. 10. 1	H10. 10. 1	H15. 10. 1	H20. 10. 1	H25. 10. 1	H30. 10. 1
適用期限	H10. 9. 30	H15. 9. 30	H20. 9. 30	H25. 9. 30	H30. 9. 30	R3. 9. 30 (天然ガス鉱業)、 R5. 9. 30 (その他の業種)
業種数	59	9	7	5	5	5

表 2 窒素に係る暫定排水基準値の変遷（現在も適用されている業種に限る）

単位 (mg/L)

業種その他の区分	平成 5～10 年		平成 10～15 年		平成 15～20 年		平成 20～25 年		平成 25～30 年		平成 30～ 令和 3 年／5 年※1	
	許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均
天然ガス鉱業	200	180	170	150	160	150	160	150	160	150	160	150
畜産農業※2	700	350	260	200	190	150	190	150	170	140	130	110
酸化コバルト製造業	1,800	1,400	1,100	880	900	750	550	300	400	120	300	100
バナジウム化合物製造業及び モリブデン化合物製造業	26,000	17,000	8,000	6,000	6,000	5,000	5,000	3,850	4,250	3,500	4,100	3,100
一般排水基準	許容限度 120 （日間平均 60）											

※1 暫定排水基準の適用期限は、天然ガス鉱業に係る基準が令和 3 年 9 月 30 日、その他の業種に係る基準が令和 5 年 9 月 30 日である。

※2 平成 20 年の改正からは、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第一第一号の二イに掲げる施設（豚房）を有するものに限る。

表3 カドミウムに係る暫定排水基準適用業種数の変遷（現在も適用されている業種に限る）

期間	H26. 12. 1～H28. 11. 30	H28. 12. 1～H29. 11. 30	H29. 12. 1～R1. 11. 30	R1. 12. 1～R3. 11. 30
業種数	4	4	1	1

表4 カドミウムに係る暫定排水基準値の変遷（単位：mg/L）

期間	H26. 12. 1～H28. 11. 30	H28. 12. 1～H29. 11. 30	H29. 12. 1～R1. 11. 30	R1. 12. 1～R3. 11. 30
金属鋳業	0.08	0.08	0.08	0.08
一般排水基準	0.03			

表5 亜鉛に係る暫定排水基準適用業種数の変遷（現在も適用されている業種に限る）

期間	H18. 12. 11～H23. 12. 10	H23. 12. 11～H28. 12. 10	H28. 12. 11～R3. 12. 10
業種数	10	3	3

表6 亜鉛に係る暫定排水基準値の変遷（単位：mg/L）

期間	H18. 12. 11～H23. 12. 10	H23. 12. 11～H28. 12. 10	H28. 12. 11～R3. 12. 10
金属鋳業	5	5	5
電気めっき業	5	5	5
下水道業 ※	5	5	5
一般排水基準	2		

※ 金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。